

説明資料

－横断的な検討事項（「消費者」概念・定義規定の在り方、各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み、法目的の在り方）－

令和8年（2026年）1月13日
消費者庁

目次

0. 検討テーマ

1. 「消費者」概念・定義規定の在り方

- 検討の方向性
- 検討事項

2. 各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み

- 検討の方向性
- 検討事項

3. 法目的の在り方

- 検討の方向性
- 検討事項

0. 検討テーマ

今回のテーマ

第1回検討会で確認された検討事項のうち残るものとして（5）の「横断的な検討事項」の「法目的の在り方」、「消費者」概念・定義規定の在り方」がある。また、第1回・第2回ワーキンググループにおいて関連する範囲で取り上げた「各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み」について改めて横断的に検討いただきたい。

（参考）検討事項（第1回現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会資料4－3より抜粋）

（1）消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律

- ・事業者による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み
- ・多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み
- ・取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み

（2）消費者契約の各過程に関する必要な規律

- ・継続的な契約における締結から終了までの各過程で必要な一般的規律
- ・消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律

（3）ハードローの下でソフトローを活用することにより民間主体の専門性・現場力をいかし、予見可能性を確保しつつ柔軟な内容や適用・紛争の解決を可能とする仕組み

- ・ハードロー（法律）をソフトローにより具体化する仕組み
- ・ソフトローの正当性を担保する仕組み

（4）「解約料」の実態を踏まえた実効的な仕組み

- ・「平均的な損害」では捉えられない損失補填以外の目的で設定される「解約料」の存在への対応
- ・手続面の問題を「解約料」の正当性の判断において考慮する仕組み
- ・「解約料」に関する情報提供を促進する仕組み

（5）横断的な検討事項

- ・法目的の在り方
- ・「消費者」概念・定義規定の在り方
- ・各規律を導入した場合の実効性を確保するための仕組み
- ・行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み
- ・消費者団体訴訟制度（差止請求）の発展可能性

1. 「消費者」概念・定義規定の在り方

検討の方向性

- 現行の消費者契約法では「消費者」等について以下のような定義を規定している（第2条）。
 - ・ 「消費者」：個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）
 - ・ 「事業者」：法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人
 - ・ 「消費者契約」：消費者と事業者との間で締結される契約
- 「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告書」（令和7年7月）における「消費者」の捉え方に関係すると考えられる指摘事項として下記が挙げられる。
 - 【「消費者の脆弱性」との関係】
 - ・ 「消費者」が、「生活領域における非事業的な活動を行う生身の人間（生活者たる自然人）である」ことから、「消費者」には様々な「脆弱さ」が生じる（9頁）
 - ・ 今後の消費者法制度においては、生活者たる個人ゆえに「弱さ」を有する消費者が、そのような弱さを持たない事業者と相対することを念頭に、法介入の契機・根拠として、情報・交渉力の格差により劣位にあるという側面のみならず、脆弱性を有することは人間として普通であるということを、「消費者の脆弱性」として正面から捉えていく必要がある（11頁）
 - 【消費者が自己の情報、時間、アテンションを提供する取引との関係】
 - ・ 従来、消費者法制度において「消費者」は、事業者との対比において、事業として活動するのでない自然人として捉えられてきたが、個人が生活空間全般で取引にさらされる状況となっていることを踏まえると、「非事業者」性にとどまらず生活空間における主体である「生活者」として「消費者」を考えていくことが必要（17頁）
 - ・ 具体的には、「消費者」を消費の側面で定義付けるのではなく、生活領域における非事業的な活動として、事業者との間あるいは事業者を介して金銭や物・サービス、情報、時間、アテンションをやりとりしている者として考えていくべき（同）
 - 上記の各指摘や本WGにおけるこれまでの検討内容を踏まえ、消費者契約法における「消費者」概念や定義規定の在り方について検討することが考えられるのではないか。

検討事項

①「消費者の脆弱性」を踏まえるに当たり、現行の法の「消費者」（法第2条第1項）と「事業者」（同条第2項）のメルクマール（「事業として又は事業のために契約の当事者となる」かどうか）について、どのように考えるべきか。

（例）

- ・「消費者の脆弱性」の有無についても引き続き現行のメルクマールにより捉えることが考えられるか。

②消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引との関係で、「消費者」（法第2条第1項）や「消費者契約」（同条第3項）の定義について、どのように考えるべきか。

（例）

- ・法律上の定義 자체は維持し、解釈によることが考えられるか。

③上記以外に検討すべき事項はあるか。

2. 各規律を導入した場合の実効性 を確保するための仕組み

検討の方向性

- 現行の消費者契約法は、消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約）に関する包括的な民事ルールとして制定された。
 - 制定当時（平成12年）、市場メカニズム重視の社会の実現を目指して規制緩和・撤廃が推進される中で、消費者のための新たなシステムづくりをする上で消費者契約一般に係る民事ルールの整備が最も重要な緊急の課題とされた。こうした状況下で、おおむね共通認識が得られた範囲として、当時の消費者トラブルの実態や取引の実情を踏まえ、消費者と事業者の間の情報や交渉力の格差が消費者契約において発生するトラブルの背景となることが少くないことを前提に、契約の取消し、契約条項の無効という効果を消費者自ら主張できる場合を、対等当事者間を基本とする民法よりも拡大する民事ルールが目指された。
 - 「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告書」（令和7年7月）では、消費者法制度における実効性の高い規律の在り方について下記の指摘がなされた。
 - ・ 消費者法制度を実効性あるものとするためには、法規範や健全な市場の実現に対する事業者の態度の違いや消費者にとってのリスクに応じて規律するという観点が有益である。規律対象の解像度を上げ、それに対する規律手法についてハードなものからソフトなものまで様々なものを広く視野に入れ、目的に応じて有効かつ適切に活用し、組み合わせることが重要となる。このようにして、過少・過剰となることなく、最適な規律を及ぼすことが目指される必要がある（28頁）。
 - ・ 規律の実効性を高めるためには、様々な手法を視野に入れ、目的に応じて、有効かつ適切な手法を用い、また、組み合わせるという観点が重要である（30頁以下）。
- その際の分析軸：
- ・規律手法のベストミックス
 - ・要件（行為規範等）と効果（実効手段）におけるベストミックス
 - ・抽象的規範と具体的規範のベストミックス
 - ・インセンティブ、ディスインセンティブのベストミックス
 - ・担い手のベストミックス

消費者法制度の中で消費者契約法が果たすべき役割を踏まえて、消費者契約法において実効性確保の観点からどのような手法・仕組みによることが考えられるか。

(参考) 「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告書」（令和7年7月）における消費者契約法の役割に関する主な指摘事項

- ・ 昨今における超高齢化やデジタル化の進展といった消費者を取り巻く取引環境の変化に対応するためには、このような制定経緯に起因する消費者契約法の土台から見直し、その役割・機能を抜本的に拡充する必要がある。すなわち「情報の質及び量並びに交渉力の格差」の是正に加え、事業者との対比を前提とすることなく「消費者の脆弱性」に焦点を当ててこれに対応する消費者取引の一般民事法としての役割を果たすことが求められる。（36頁）。
- ・ 消費者法制度における実効性のある様々な規律のコーディネートにおいては、規律対象となる事業者に法規範の尊重が期待できるかどうか（意識・行動が改められる可能性を含む）のグラデーションを踏まえることで、より有効かつ適切な制度設計が可能になると考えられる。

＜法規範の尊重が期待できる場合＞

- ・ 遵法意識が高い場合：

事業者の創意工夫を活かす／トラブル発生時に事業者による解消・救済のための積極的な取組を促進する仕組みが有益 等

- ・ 少なくとも消極的な反応性が期待できる場合：

行為規範を示すだけではなくこれを法的拘束力を有する民事ルールと接続し、あるいは行政規制と組み合わせることにより実効性を図る（民事ルールと行政規制とで規律対象を相互に補い合うこと等） 等

＜法規範の尊重が期待できない場合＞：

官民総力を挙げて市場から排除することが求められる／被害の予防がなにより重要 等

以上を踏まえ、消費者契約法を中心に、既存の枠組みに捉われることなく、消費者取引に係る消費者法制度を抜本的に再編・拡充すべき。また、消費者法制度の目的・価値規範を共有せず、深刻な消費者被害を発生させる悪質事業者・悪質商法については、官民総力を挙げて消費者取引の市場から排除すべき（45～47頁）。

3. 法目的の在り方

検討の方向性

- 現行の消費者契約法では目的について以下のように規定している（第1条）。

「この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」
- 「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会 報告書」（令和7年7月）では、消費者契約法の目的について、下記の指摘がなされた（36、37頁）。
 - ・ 消費者契約法は、自己責任を原則とする市場メカニズム重視の中で規制緩和のカウンターバランスとして導入された経緯がある。したがって、事業者との「情報の質及び量並びに交渉力の格差」を是正することによって消費者の地位を改善し、契約締結に関する消費者の自己責任を基礎付けるという論理で、事業活動の予見可能性を確保しつつ最小限の規定を設けることが方向付けられ、不当勧誘・不当契約条項の規定を中心とするものとなっている。
 - ・ しかしながら、昨今における超高齢化やデジタル化の進展といった消費者を取り巻く取引環境の変化に対応するためには、このような制定経緯に起因する消費者契約法の土台から見直し、その役割・機能を抜本的に拡充する必要がある。すなわち「情報の質及び量並びに交渉力の格差」の是正に加え、事業者との対比を前提とすることなく「消費者の脆弱性」に焦点を当ててこれに対応する消費者取引の一般民事法としての役割を果たすことが求められる。具体的には、新たに、「消費者の脆弱性」を事業者が利用することを問題とする規律や、（事業者の行為の悪性を前提とすることなく）「消費者の脆弱性」への配慮を確保しサポートを受ける機会を担保する等、脆弱性を有する消費者のために必要とされる規律を検討することが重要となる。
 - ・ 上記役割を前提に、消費者契約法の法目的を刷新し、「消費者の脆弱性」への対策を加えることが必要と考えられる。法目的として明示されることにより、消費者ならば誰しもが多様な脆弱性を有するという認識が明らかとなり、法解釈の指針になるほか、事業者にとっての行動指針となることや、裁判所の解釈・判断の指針になることにつながることが期待される。
- 上記の各指摘や本WGにおけるこれまでの検討内容を踏まえ、消費者契約法の法目的の在り方について検討することが考えられるのではないか。

これまでの検討を踏まえ、消費者契約法の法目的の在り方についてどのように考えるべきか。

(例)

- ・情報・交渉力の格差に加えて「消費者の脆弱性」への対応を加えることが考えられるか。その場合にどのように加えることが考えられるか。
- ・様々な関係主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を実現することを加えることが考えられるか。
- ・上記以外に検討すべき事項があるか。